

江戸中期の大阪における取引組織(二)

安 岡 重 明

目 次

- 一 はしがき
- 二 近世初期の大阪
 - (一) 大阪の開発
 - (二) 大阪と畿内諸都市との関係
 - (三) 大阪の專業問屋
- 三 十七世紀後半における問屋制確立およびその意味(以上、一六卷三号)
- 四 十八世紀初頭における市場構造
 - (一) 問屋・仲買の業種と軒数
- 五 享保期における市場政策
 - (一) 諸 職 人
 - (二) 正徳四年の大阪移出入統計
 - (三) 正徳四年大阪移出入高のアンバランスについて
- 六 株仲間政策の前提
 - (一) 明和三年の大阪移出入額
 - (二) 株仲間政策の前提
- 七 七 び す び (以上本号)

四、十八世紀初頭における市場構造

十七世紀後半における大阪市場の取引組織の形成とその意味については、きわめて不十分ながら、一応の検討を行

第3表 正徳年間(1711—1716)の諸問屋(問屋以外のものを含む)

業種	問屋名	延宝年間	正徳年間	業種	問屋名	延宝年間	正徳年間
廻船	大阪菱垣廻船問屋	3	10	加工	玉子問屋		8
	江戸大廻船問屋	4	5		青物屋仲間		100
	堺・大坂・長崎 廻船荷物積問屋		3		八百屋物問屋	2	43
両替	本両替	(10)	24	紙	諸紙問屋	24	25
	両替総仲間		660		大和紙問屋		3
	南両替惣組合		100		紙問屋諸蔵 立会組頭		39
	三郷総銭屋組合		300	酒	酒造類株		636
	米売買遣繰両替株		70		江戸積酒屋の分	1	17
米	下米問屋組合		6	鋳工	丹座製法人		7
	京積俵物買問屋		34		江戸積釘問屋		16
綿糸布	唐巻物反物問屋		5		刀脇差小道具問屋		5
	毛綿問屋	8	18		秋田銅鉛問屋	7	6
	木綿問屋	17	9		鉄はかね問屋	7	10
	江戸積毛綿問屋		3		大工道具問屋		6
	繰綿屋問屋		250		小刀庖丁問屋	(2)	24
	北国布問屋	(11)	6		砥石問屋	2	7
紀州総問屋	3		石灰問屋並に 築灰問屋		3	50	
油 菜種	江戸積油問屋		6		算盤問屋		?
	京積油問屋		3		瀬戸物問屋	(6)	6
	油粕問屋		25		備前焼物問屋	2	1
	菜種子問屋		306		江戸積塗物問屋		5
農産 その 加工	諸国蠟問屋		5	仏具屋		5	
	芋問屋		3	丹波擧鉢問屋		1	
	江戸蠟燭問屋		34	材木	阿波材木問屋	2	6
	丹波播磨疊問屋		3		日向 "		4
	漆問屋		2		北国 "	2	4
	煎茶問屋	15	64		秋田 "		2
	多葉粉問屋	11	32		尾張 "	4	3
	紀州綱問屋		3		土佐 "	6	5
	備後疊表問屋	2	13		同酒桶類天井板 杉木問屋		8
	藍玉問屋		9		薪炭竹	土佐薪問屋	}
	ぬか問屋	3	8	熊野薪問屋		27	
	鳥問屋	3	2				

業種	問屋名	延宝年間	正徳年間	業種	問屋名	延宝年間	正徳年間			
薪炭竹	諸国 //	10	6	水産	鱈節問屋	4	7			
	諸国炭問屋		17		川魚問屋		5			
	竹問屋		4		干鰯問屋		?			
水産	北国干物問屋	4	8	唐和薬種問屋			308			
	鯨油岩岐平戸呼子 すじ油ひげ油問屋	1	8				国問屋 同船宿	6		1,727
	諸国塩問屋	7	18	286						
	生魚問屋	16	28	計						5,655
	塩魚干魚問屋	19	25							以上
	鬩斗問屋	3	4							

注 () は、同業種であって名称の一致しないもの

だったので、ひきつづいて十八世紀初頭の状態を検討する。大阪商業については、正徳年間(一七一—一七六)の調査が残されているのでこれによるが、この調査では問屋・仲買以外に職人の業種と人数や大阪移入出商品およびその価額がわかるので、これらについても、あわせて検討する。

(一) 問屋・仲買の業種および軒数

「大阪商業史資料」(大阪商工会議所蔵⁽¹⁾)に収録されている正徳年間の大坂問屋を第三表に表示し、参考のための延宝年間の問屋業種と一致するものについては、延宝年間の問屋数をかかげた。延宝・正徳の両年度とも、厳密にいえば問屋に入らない若干の業種を含んでいるが、当時それら業種が問屋として取りあつかわれていたことを示すために、削除せずそのままかかげた。また延宝・正徳の両年度とも相当の収録もれがあったと想像されるが、ひとまず両者に依拠して考察を進めよう。ただし、個々の業種の問屋数の変化をあまり詳しく比較することは、史料の正確度の不明確な現在では危険があるので、おおよその傾向を問題とすることにした。

この調査で問屋として把握された業者数は五、六五五以上である。干鰯問屋が不明であるから、「以上」ということになる。五千数百の問屋を分類すればつぎのとおりである。

(A) 業種を明示した專業問屋および專業問屋類似のものが三、六四二余で全体の約六四%である。

(B) 業種を明示せず国名をつけた問屋および船宿が二、〇一三で約三六%である。この数は、両替商一、一五四を除外した專業問屋数とほぼ匹敵する。

Aの問屋は、(一)廻船・両替など商業流通に必然的に随伴する業種、および(二)畿内および中国筋を中心とする西日本の農産物・手工業生産物を取扱う業種、が主流を占める。積問屋は江戸・京都関係のものが多い。

Bの国問屋、同船宿は、宮本又次教授の研究で明らかにしているのちの荷受問屋およびそれに附属する船宿であると推察される。この時代の国問屋の実態は解明されていないが、国問屋は「蔵屋敷に附属し、蔵物を引受けるのみならず、かねて同地方の納屋物の売捌にもあたったごとくである」といわれる荷受問屋である、と仮定しておく。国問屋が荷受問屋であることは、自明であるように思われるが、荷受問屋の業態がある程度明確になるのは問屋組織の再編成が行われた田沼期まで待たねばならない。従って厳密には、国問屋≡荷受問屋という命題は、仮定の域を出ないのである。もうひとつ注意しておかねばならない点は、畿内およびその近国の生産物については、早くから專業問屋が成立していた事実から考えて、それら諸国の国問屋は、諸国の国問屋よりも早くから機能分化をとげる可能性があるから、同じ国問屋であっても、国によって内容には相当の差違があつたのではないかと思われることである。しかしこれまた、現在のところ推察の域をでない。

まずAの、專業問屋ないし專業問屋類似の業種から検討していく。廻船問屋は七から一八へ増加している。両替商は、延宝年間には十人両替しか示されていないが、正徳には各種両替仲間が多数顕在化している。このうち相当数は延宝期にも存在していたにちがいないが、正徳期までに両替仲間組織が整備されたことはあきらかである。

綿・糸・布関係については、十七世紀半ばにすでに問屋組織が成立していたが、正徳にはより一層はつきりし

ている。油・菜種についてもほぼ同様のことがいいうるであらう。

延宝期に存在が不明確であつて、正徳期に存在が明確化したことを指摘しうるのは、農産加工品関係の問屋および鉱工業生産物関係の問屋である。この業種では、既存の問屋も著しくその数を増加させている。問屋の種類はふえていないのに問屋数の増加が顕著であるのは、水産物関係の問屋である。こうした諸業種にくらべると、初期から存在していた材木、薪炭関係の問屋数の増加は目だたない。

延宝と正徳の問屋数は調査方法のちがひもあり、正徳の方がより網羅的たりえたと想像されるにしても、両時点の比較によつて、われわれは、十七世紀後半から十八世紀の初めにかけて、数多くの新しい專業問屋が成立し、すでに成立していた專業問屋は一部を除き問屋数を増加させたと結論づけることができる。(延宝の「難波雀」の問屋調査は任意的な性格をもつものであつたのに対し、正徳の調査はのちにのべる坂人の調査、大阪移出入高調査の一環として行われたものと想像される。)

なお、正徳年間には大阪における諸商仲買数が判明するので、第四表にかかげた。同表の前半が仲買を名のる諸業者であるのに対し、後半は質屋・手工業者・宿屋などであつて通常仲買とはいわれない業種である。この調査が前半と後半をわけて小計を算出しているのも、この相違にもとずいてであらう。前半の本来の仲買の多くは同業の問屋をもち、手工業者の一部、種しぼり油屋、綿突しぼり油屋、嚙蠟屋は、問屋と直接取引関係にあつたところから仲買あつかいをされたものと思われる。醤油屋は、醸造元・問屋・仲買・小売の区別がなされず、醸造元は、同時に問屋であり仲買であり小売人であつた。⁽¹⁾ 醤油屋、質屋・鮫屋等は延宝年間には問屋としてあらわれていた。問屋・仲買の区別はある程度商取引上の地位をあらわすと同時に、他方かなり便宜的な区分でもあつたことを示している。

つぎに、專業問屋の対極をなすBの国問屋について検討を加えよう。その性格についてはすでにふれたので、ただ

第4表 正徳年間の大坂諸商仲買数(「浪速叢書」第九より)

米 仲 買 1,300	○×塩魚干魚仲買 100	卸 醬 油 屋 3
○ 唐和菓種仲買 229	×呉服仲買	京積醬油屋 7
古鉄古道具 〃 3,242	×真綿 〃 4	下り 〃 8
古手屋 〃 3,300	○×油 〃 13	地売 〃 1,000
舟板帆柱 〃 4	(小計) 呉服を除き 8,765	造り酢屋 21
檜木之類 〃 3		鷹屋 2
梶 〃 2	唐和菓種巻物反物 13	北国積綿屋 5
○ 多葉粉 〃 300	本商 〃 1	呉服物現銀店 9
○ 鉄 〃 36	唐和めらみん売所 1	大経師年曆弘所 1
○ 江戸積釘 〃 36	三郷質屋 600	数寄道具屋 3
×前引大鋸 〃 5	○ 種しばり油屋 250	諸薬種屋 124
○×刀脇差小道具 4	綿突しばり油屋 27	鮫屋 4
○×瀬戸物 〃 63	油小売卸屋 7	諸国宿屋 164
○×漆 〃 63	曝蠟屋 79	(小計) 2,343
○×八百屋 〃 60	江戸積醬油屋 15	

- 注 1. ○印は、正徳年間の間屋調査(第3表)において同業間屋のあるもの
 2. ×印は、「大阪商業史資料」巻13に記載されている仲買調査に記載されていないもの。浪速叢書、第九も同一原本によったと思われるが、両者のくいちがいの理由は不明。

ちに国別分布と国間屋数の変化について考察を加える。国間屋の状況がわかるのは、正徳年間(一七一―一六)と安永年間(一七七一―)である。正徳年間の史料は前掲「大阪商業史資料」により、安永年間のそれは、安永六年刊行の「難波丸綱目」⁽⁵⁾による。両者を合して第五表を作った。道・国・年代別の国間屋・船宿の数が一覽できる。地方別に既観してみよう。

畿内 山城・大和・河内の三国については国間屋・船宿はない。和泉・摂津については多数の国間屋・船宿があるが、国間屋は正徳から安永にかけて三分の一程度に減少した。船宿数はほぼ同数である。国間屋のみ激減したのは、商品量の減少によるよりも、間屋形態の変化によるものであろう。

東海 調査が不備であるのか、一定の傾向をよみとることは困難である。現在の東海地方全体で見ると、国間屋は九三から八四へ少し減

第5表 正徳・安永年間における国問屋・船宿

「浪速叢書」第九、「難波丸網目」(安永6年刊)による

道	国	正徳		安永		道	国	正徳		安永	
		問屋	(船宿)	問屋	(船宿)			問屋	(船宿)	問屋	(船宿)
畿内	山 大 河 和 撰 小	城 和 内 泉 津 計	65(17)	26(25)	山 陰	小 計	波 後 馬 幡 音 雲 見 岐 計	48(4)	80(9)	4(1)	3(1)
			88(65)	23(29)				10(1)	6		
東海	伊 伊 志 尾 三 遠 駿 伊 甲 相 武 安 上 下 常 (関 江 小	賀 勢 摩 張 河 江 河 豆 斐 模 藏 房 総 陸 筋 戸 計	(注1) 41	24	山 陽	播 美 備 備 備 安 周 周 防 岩 長 小	磨 作 前 中 後 芸 防 国 門 計	35(3)	5(1)	14(3)	14(3)
			43(2)	34(2)				18(2)	20(2)		
			9(1)	13				51(10)	(1)		
			169	9				49(9)	49(9)		
東山	近 美 飛 信 上 下 陸 出 小	江 濃 驛 濃 野 奥 羽 計	262(3)	66(18)	南 海	紀 淡 阿 讃 伊 土 小	伊 路 波 岐 予 佐 計	134(20)	64(15)	44(9)	43(14)
			20(5)	(奥州)				100(23)	56(17)		
			31	21				76(20)	28(21)		
			51(5)	31				66(15)	41(17)		
北海	松	前	8	5	西 海	筑 筑 肥 肥 豊 豊 日 大 薩 老 対 (長 小	前 後 前 後 前 後 向 隅 摩 岐 馬 崎 計	12(5)	15(6)	16(3)	8(5)
			20(5)	10				12(6)	27(7)		
			31	21				(1)	11(4)		
			51(5)	31				24(8)	11(4)		
北陸	若 越 加 能 越 越 佐	狭 前 賀 登 中 後 渡	(注2) 3(2)	3	北 海	大 薩 老 対 (長 小	向 隅 摩 岐 馬 崎 計	53(14)	49(14)	38(1)	6
			22	22(3)				75(5)	45(9)		
			23(2)	19(3)				38(1)	12(3)		
			12(1)	7(1)				3(1)	3		
合計	合	計	1727	1126	合計	合	計	(286)	(321)	348(44)	219(62)

(注) 1. 志摩とともに 2. 因幡とともに 3. 隠岐とともに

っている。関八州については正徳の関東筋問屋一六九が、安永には江戸問屋六六へと変化している。関東諸国の国問屋がないのは、それら諸国の物産は江戸へ運ばれたためである。⁽⁷⁾

東山 直接海路でつながっていない近江・美濃・飛騨・信濃・上野・下野の諸国の国問屋はなく、陸奥・羽羽の二国の国問屋は四割程度減少している。

北海道 松前問屋が八から五へ減少している。

北陸 この地方については、佐渡を除き国問屋は増加している。西廻り海運の発達によるものであろうか。

山陰 国によって多少のちがいはあるが、全体としては変化はない。

山陽 内陸にある美作の国問屋がないほかは、いずれも多数の国問屋をもっている。正徳—安永年間に増加しているのは播磨・周防二国であり、備前・備中・備後・安芸・長門は減じていて、全体としてもやや減少している。しかし船宿数は増加しており、国問屋の減少は入荷量の減少によるものではない、と思われる。

南海 南海六カ国の国問屋はすべて減少している。全体としては四八三から二五八へ、約四六%の減少である。しかし、船問屋数は一一一から一〇二へ、一割弱減少したにすぎない。

西海 九州諸国も全体としては国問屋は減少している。その減少率は三八%であって、国問屋とは性格が異なると思われる安永の長崎問屋数を除けば、減少率はもっと大きくなる。しかし、他方、薩摩国問屋のごときは、安永八年に定問屋七軒、小問屋三〇軒あったことがあきらかになっており、問題が残る。これら諸国の場合も船宿数は四四から五二へ増加している。⁽⁸⁾

全体としては、国問屋は正徳年間一、七二七から安永の一、一二六へ、三五%減少し、船宿は二八六から三二二へ約一二%増加した。これら諸数値は全幅の信頼をおけるものではないが、これまでにあきらかになった事態と関連さ

せて若干の傾向をきぐってみよう。

国問屋が多数存在している諸国で正徳から安永にかけて、その数を激減させたのは、畿内、南海、西海、山陽の諸国であった。大阪ともっとも密接に結びついていた西南日本の各国である。大阪とこれら地域との取引が減退したからそうした事態が生じたのではなく、むしろ逆に、これら地域との取引が増大したから国問屋の減少となったと考える方が妥当であろう。このことは、それら諸国から流入する諸物産について正徳から田沼期にかけてますます多数の専門問屋が発生したことに示されている。荷受問屋は船宿的役割も果たしていたから、船宿の数の変化にあまり重点をおいて考察することはできないが、正徳—安永間に船宿数がむしろ増加しているのは、取引量の増大の一指標と考えてよからう。従って延宝から正徳にかけての、農産加工品、手工業生産物(鋳工)、水産物などを取扱う専門問屋の種類および数の増加傾向は、正徳以降も持続し、この事態が国問屋の性格の転換をひきおこしたものと考えるべきである。その点、西南日本各国と較べて取引規模の少きかったと想像される山陰、北陸、東海などの諸国の国問屋がさしたる変化なしに約半世紀を経過しているのと対照的である。

つぎに、それでは国問屋の最盛期はいつか、という問題があるが、国問屋が現在二時点しかわからないので確定できない。しかも取引量の多い近国とそうでない遠国と、全く異った傾向を示しているので尚さら、判断が困難である。⁽⁸⁾

(二) 正徳年間の諸職人

正徳年間には、諸職工の調査が行われていて、その人数がわかるので、かかげておこう。このなかには軒数とみるべきものと、人数とみるべきものが混在していると思われる。鍛冶をはじめとする諸手工業者や細工師などは恐らく業

第6表 正徳年間の諸職工数 「大阪商業史資料」巻十三より

鍛冶	25	刀	脇指	脇指	研小	師	4	同鉄道具細工人	2	同彩色師	2
料理庖丁	3	刀銘	脇切	脇切	研小	師	2	鏡	17	竜吐水	2
鉄毛抜	3	柄巻	巻	巻	師	6	菓	26	時計	4	4
弓	11	鏝	具	具	師	1	墨	24	磁石針	1	1
古	1	金具	具	具	師	5	仏	15	捻針	2	2
琴	14	具	木	木	師	1	白粉	17	根付	1	1
彫	3	大	鋸	木	挽	1,675	真	4	鼈甲	1	1
修	2	左	大	大	官	350	釜	8	玉磨	2	2
金	6	大	竈	瓦	工	4,800	仏	3	笛	1	1
縫	5	竈	瓦	瓦	屋	50	錠	3	染	1	1
同	4	瓦	根	根	師	30	土	2	人形	1	1
鑄	1	屋	大	大	葺	450	立	2	駒	4	4
研	3	船	大	大	工	2,000	經	17	同	1	1
金	3	筆	瓦	瓦	師	61	針	9			
革	2	瓦	燒	燒	竈	30	楊	2			
箭	2	銅	吹	吹	屋	17	堂	4			
鍛	1									計	9,747

者数であつて、徒弟・労働者数は含まれていないだろう。たとえば非常に極端な例として銅吹屋一七軒がある。貞享二年(一六八五)には大阪の吹屋に一万人の職人がいたと銅貿易業者の連名の書状にみえているし、数年後の大阪在住銅貿易業者の訴状には、直接間接南蛮吹き作業に關係して生活している者は、日本で数万人に及ぶといっている⁽⁹⁾。向井芳彦氏は、この一万人という数字は多少の誇張はあつても、出鱈目の数字ではないとし、職人一人につき平均二人の扶養家族があつたとすると、大阪で三万人が南蛮吹きで生活していたことになると指摘された⁽¹⁰⁾。銅吹屋ほどではないにしても、鍛冶・竈屋・瓦師・瓦焼竈・真鍮吹屋・釜鍋鋳物師等々も、相当数の職人をおかかっていたことはほぼ確実であろう。

これら手工業者数とみられるものに対して、大鋸木挽一、六七五、左官三五〇、大工四、八〇〇、屋根葺四五〇、船大工二、〇〇〇などはおそらく職人数を示すものであるろう。しかしこれら職人といえども若干の徒弟などをかかっていたであろう。こう考えてくると、諸職工計

約一万という数は、銅吹職人を入れただけで約二万となり、その他の業種の徒弟・労働者およびさきの仲買人数に含められた手工業者、職人などを加えると、三万とか四万とかの数字に達するであろう。それに彼らの家族を加えると当時三八万人⁽⁴⁾（正徳四年）であった大阪の人口の三割とか四割は手工業者・職人およびその家族であったことになる。まったくの試算にすぎないけれど、大阪における手工業部門の比重の大きさをほぼ察することができる。

なおここで当然、これら手工業生産物がいかなる経路をへて、流通組織にのり、いかなる取引形態が行われていたか——たとえば手工業者と問屋・仲買との相対的關係——が問題にされるべきではあるが、現在ではそこまで及ぶことはできない。

(三) 正徳四年大阪の移出入

つぎにこうした流通機構によっていかなる商品がどれほど移入され、移出されたかを、正徳四年の調査によって調べよう。この調査は、「大阪商業史資料」に収録されたものであって、最近まで利用されていなかったが、昭和三十六年十一月、大阪大学経済学部経済史研究室編「日本近世物価史研究資料」第一巻⁽⁴⁾に収められ、その後、小林茂氏、八木哲浩氏⁽⁴⁾、脇田修氏⁽⁴⁾などがそれぞれの著書で利用された。この移出入統計については、とりわけ脇田氏の研究がくわしく検討しているので、私は必要限度の考察を行うにとどめる。

同年大阪に入荷した商品総額は、蔵米を除き、銀高二八万六、五六一貫四一一匁、そのほかに蔵米一一二万三千石、雑穀七万三千石（蔵米・雑穀の価額を同年の納屋米と大石の価格で計算すると、約十七万貫になる）であった。これに對し同年大阪より出荷した商品は、銀高九万五、七九九貫五八五匁であった。移出高は移入高の四分一たらずとなっている。

第7表 正徳4年度 大阪集散物表

順位	大 阪 入 荷 品			大 阪 出 荷 品		
	品 目	数 量	価 額 (銀)	品 目	数 量	価 額 (銀)
1	米	282,792石	40,813,846	綿 綳	698,747端	7,066,165
2	菜 種	151,226石	28,048,885	綿 綳	5,000,000斤	6,587,995
3	材 木		25,751,063	綿 綳	739,938端	6,264,537
4	干 鯛		17,760,289	手 綿	409,838	6,044,723
5	白 木 綿	21,061,473端	15,749,675	綿 綳	108,640貫	4,299,443
6	紙	148,464丸	14,464,482	醬 油	32,207石	3,898,676
7	鉄	1,878,168貫	11,803,863	万 鉄 道 具		3,750,256
8	掛 木	31,092,394貫	9,125,422	油 粕 物 具 物	1,596,560貫	3,267,381
9	銅	5,429,220斤	7,171,008	万 塗 小 間		2,839,676
10	木 わ た	1,722,781斤	6,704,920			2,838,344
11	煙 草	3,631,562斤	6,495,543	線 香 物		2,814,830
12	砂 糖	1,992,197斤	5,614,242	焼 酒	5,910石	1,574,219
13	大 豆	49,931石	5,320,133	雪 駄	597,480足	1,200,089
14	塩	358,436石	5,230,208	鍋	250,429	1,174,245
15	小 麦	39,977石	4,586,371			966,075
16	塩 魚		4,156,139	傘 荒 物	234,250本	650,410
17	胡 麻	17,143石	4,129,170	釜	124,222	568,941
18	綿 実	2,187,439貫	3,919,524	革 足 袋	59,544足	535,588
19	生 魚		3,475,100	木 綿	192,580斤	506,646
20	毛 綿 総	116,647貫	3,430,082			502,723
21	布	310,558端	3,401,000	万 指 櫓 物	19,602挺	496,165
22	絹	35,573疋	3,012,559	長 崎 下 り 物		478,641
23	焼 物		2,875,871	万 商 戸 織	52,928	395,644
24	畳 表	1,102,907枚	2,866,001			317,759
25	嶋 木 綿	236,923端	2,831,800	革 羽 織	3,189	312,357
26	芋	145,875貫	2,815,110	蠟 燭 子		309,397
27	唐 菓 種		2,787,826	菓 子		307,900
28	炭	767,814俵	2,503,831	素 麵 子	1,761,648	211,037
29	籠 節		2,178,095	扇		209,627
30	京 織 物		2,065,656	万 銅 道 具		206,605
総 計			286,561,411			95,799,585

各単位以下は4捨5入 大阪商業史資料 卷13 (大阪商工会議所図書館蔵)

入荷品は、米・雑穀をはじめ農産・林産・水産の原料を主としている。出荷は、菜種油・綿実油・綿織物・古手・銅・鉄製品などの手工業製品を主としている。⁽⁹⁾ 主要農産加工品たる白木綿は、二〇六万反移入して七四万反しか移出していない。木わたも移入量の方が圧倒的に多い。加工度の高い嶋木綿は、約二万七千反移入し、約六九万九千反を移出して逆の関係になっている。古手、練綿などはほとんど移入せず、多量を移出している。一、二の例をのぞけば、大阪からの移出品はすべて加工品か、より高度の手工業生産物である。

大量に移入されながら移出されていないものには、米・雑穀・紙・干鰯・塩・砂糖・材木・掛木などがある。畿内農村や京・伏見などが需要したと思われる米・干鰯・塩・材木なども畿内には移出品に現われるべきであるのに、挙げられていないのである。たとえばすでにのべたように干鰯はすでに江戸初期から畿内をはじめ播州・丹波・伊賀・近江・紀州・阿州などに売捌いたといわれているほどであるのに出荷の記載はない。同様の点は脇田氏も、指摘しておられる。⁽¹⁰⁾ こうした点を考慮しても、当時の大阪市場は、諸国物産を大阪市中および周辺都市・農村に販売し、同地の手工業製品を諸国に販売する役割を基本としていたことに変わりはない。また移入銀高と移出銀高の開きを考えると、大阪およびその周辺の消費部分がきわめて大きい比重を占めていたと考えざるをえない。従って、大阪市場は諸物産の集散市場の側面と同時にそれと匹敵するかそれ以上の消費市場の側面を強調しなければならぬ。京都・大阪・堺だけでも百万人に達する人口があったのであるから、米・雑穀その他の食料品が大阪周辺で消費されたとしても不思議ではない。享保九年から十五年までの大阪から江戸への積登品十一品の数字をみると、酒・醬油・油・木綿・練綿の五品の江戸積は多いが、米・みそ・炭・薪・魚類・塩の六品の江戸積み量は、ごくわずかである。⁽¹¹⁾

なお、正徳四年の移入銀高では、蔵米・納屋米の総額よりも、その他の諸物産の移入額の方が大きく、江戸前期には大阪入荷品の中で圧倒的地位を占めていたと想像される米・雑穀の地位は、相対的に低下してきたと思われる、従っ

てこの段階では、十七世紀前半のような未分化な取引組織では商品流通を円滑に行うことはできなくなり、商品売捌きの迅速な專業問屋の急速な発達をひきおこしたものであろう。十七世紀後半から十八世紀にかけての專業問屋の種類増加と問屋数の増加(第三表)は、その反映である。

(補論) 正徳四年大阪移出入高のアンバランスについて

正徳四年の移出入表によると前述のごとく、移入額と移出額に大きい差があった。移出額に相当の脱漏があった(例えば水油の移出額は銀一万貫目以上だったといわれている)としても、この調査をある程度信用するとすれば、やはり、この差額は別の次元から説明しなければならぬであろう。移出入差額は何らかの形で決済されなければ、大阪への物産の流入は停滞する。しかし、江戸期を通じて、大阪への商品廻着量の減少は問題になったことはあるが、貨幣の恒常的流出による大阪の商品取引力の弱化为問題とされたことはなかった。従ってそれは何らかの形で決済されたはずである。そこで私はつぎのごとく考える。

手工業生産物の移出は大きい、その労賃部分、および「利潤」部分は移出価額にこめられている。商取引にもなう商業利潤(口銭・手数料)も移出価額に付加されている。従って商品の生産と流通の局面からは差額は消滅しない。そこで残るのは「目に見えない」局面である。近世においては交通技術が未発達であつて危険度高く、現在より運賃部分の比重がより大であつたことは容易に推察できるが、江戸・大阪間についてはともかく、諸国から積登る船を大阪が独占していたのではなく、むしろ逆であるうから、運賃で差額を決済できたとは考えられない。そうすると大きく浮びあがっているのは金融的側面である。

その一つは、大阪商業資本が諸国物産の入荷を円滑にするため行つた前貸制度である。干鯛商人の漁場開発についてはすでに史料をかかげたが、その他、山元や生産地に資金を融通して生産・流通を促進したことは周知のこと

からである。これらの前貸金の利息部分は完全に大阪の受取超過である。その変形として、藩の国産会所・銀会所等の藩の産業奨励や札発行にあたって大阪商人の資金が多く流れている。⁽⁶⁾ この利息部分も大阪が受取超過である。

他の一つは、大名貸の利息である。大阪商人をはじめとする畿内諸都市の商人は、蔵米をはじめとする大名領諸物産を引当てに多額の名貸を行った。貸付元本と大名領物産価額が相殺される、と単純化のために仮定すると、利息部分は大阪の受取超過部分である。しかもこの部分はきわめて大きい銀額であった。利息部分全部を消費すれば、商人資本の蓄積は不可能であるが、多数の巨商は豪華な消費生活を行いながら資本蓄積を行ったのであって、差額の決済には利息の一部分をあてれば足りる程度であったと推察される。試みに、鴻池善右衛門の正徳五年正月の算用帳によれば、その前年正徳四年における「利銀家貸扶持方米代諸事入」高は、二、〇二八貫七一八匁五分二厘であった。⁽⁶⁾ 為替賃・小判の利は、別勘定になっていて、右の諸事入高の大部分は利息収入であったと思われる。計算上出てくる大阪の移出入差額は、二〇〇三〇万貫目に達するので、鴻池本家の利息収入はその一%程度であるが、大阪だけでも千人もあった大小の両替商の利貸資本家を考慮に入れると、利息の大きさは意外にまで大きいものであっただろう。京都の利貸資本家については、三井高房「町人考見録」(享保十三年刊)がくわしい。宝永三年十一月身分不相応な奢をなしたという理由で、嗣所を命ぜられた淀屋の貸金銀は、一億百五十万両余と伝えられているので、これを一両六〇匁として換算すると(鴻池の同年の算用帳では五八匁がえ、大約六百万貫弱となる。利息を五%と見積って銀三〇万貫目となる。竹越氏は一億両面は一千万両の誤算か、貸金の返らないのを複利で計算してこの額に達したものか、と推定しておられる。⁽⁶⁾ いずれにしても畿内諸都市の金利収入は計算不能であるが、畿内諸都市は幕藩制的分業の結節点としての商工業機能のほかに、レントナー的(金利生活者)性格を濃厚にもっていたことは否定できず、この側面が大阪への入超額のバランスを維持させる一大要因であったことは認めうるであろう。

ここで残る問題は、生産物の販売代金として諸国にもたらされた貨幣が大名貸の利足となる過程である。販売代金の受取者は領国における農民・商人であり、これにごくわずかであるが手工業者が加わるであろう。この貨幣を領主が吸いあげるには、年貢の増徴、運上金、冥加金の賦課および強化を行えば足りる。このからくりは、剰余労働部分の蓄積による民富の形成が一般的に可能となる段階まで、継続した。大阪商人資本にとっては、幕藩体制の剰余搾取機構は、前期的資本蓄積の機構であった。従って、十八世紀以降の階級斗争の激化、諸国産業の大阪商業からの相対的な自立化、領主財政の危機的な窮乏などの相互連関的趨勢のもとに、具体的には利率の低下、利息の不払の恒常化の形をとってあらわれる金融市場の変化は、大阪商人資本を窮地に追いこむのである。幕藩領主の行う全剰余労働の収取の原則が全般的に崩れてきた段階に至って、幕藩領主にとっては大阪の金融的支配からの脱脚することが、年貢・運上金増徴という形では当然激化する階級斗争の深刻化を緩和し、辛じて幕藩権力を保持するため的一大要件となる。百姓一揆のような明確さはないが、十八世紀後半期から大阪商人資本と諸領主との斗いは熾烈となる。大阪商人資本にとっては、金融的支配の実現機構としての幕藩体制の崩壊は阻止しなければならぬから、大名への金融を全面的にたち切ることはできない。大名領主にとっても権力維持の財政的基礎としての借入金をたつことはできない。こうした共生関係にむすばれつつもなお（共生関係を絶ちきれないからこそなお）、貸付諸条件をめぐって激烈な斗争が行われたのである。この事情については、草間直方の藩債処理に関する意見を参照されたい。

(1) 「大阪商業史資料」全三五巻の一部はすでに、『浪速叢書』第九として一九二九年に刊行された。収められたのは、同資料の巻九、十、十一、十二の四冊である。「大阪商業史資料」は現在、大阪商工会議所より複製されて発行されているが、ここでは『浪速叢書』第九によった。

(2) 宮本又次『近世商業組織の研究』二七四頁。

- (3) 寛文期には、大中小の両替商の系列化は成立していたようである。『大阪市史』第一、四〇一頁参照。
- (4) 宮本又次『近世商業組織の研究』一四五頁。
- (5) 大阪府立図書館郷土史料室蔵
- (6) 安岡重明「大坂の発達と近世産業」(日本産業史大系6、近畿地方篇、一一四頁、一九六〇年)。大石慎三郎「享保改革期江戸経済に対する大坂の地位」(日本歴史、一九一号、一九六四年)。
- (7) 宮本又次「薩摩問屋」(日本経済史辞典)、『近世商業経営の研究』三二〇頁。
なお土佐問屋についても、安永七年の難波丸網目には問屋二六軒、船宿一八軒となっているが、「土佐問屋履歴」によると、明和四年に「小問屋ノ称号起ル、組合四十名ナリ、前記ナシ、之ヲ以創業ノ年月ト定ム」、「安永五年申五月ニ至リ組合規則更ニ藩邸ヨリ定メラル」とし、のち(寛政十年)「藩邸ヨリ船宿十七名ヲ置キ」、「文化四年度ニ至リ大問屋六戸・三八軒問屋ヲ定メラル」としている(安岡『日本封建経済政策史論』七三頁)。
- (8) 江戸前期以来の問屋のうち、薩摩問屋・土佐問屋は安永期に再編成されて、株仲間となったものと推定される。問屋数のくいちがいについては後考にゆずる。
- (9) 大阪の問屋についての知識を提供する史料として、延宝年間の難波雀、正徳年間の諸調査、安永年間の難波丸網目(雀・網目はいずれも大阪府立図書館蔵)を用いたが、そのほかにも佐古慶三氏の近業「広島蔵と鴻池」(広島商大論集、第五卷第一号、一一三頁、一九六四年)によると、参照しなければならない刊本が若干あるが、現在まで披見しえなかつたので、考証などは後日の課題としたい。なお「難波雀」については、佐古慶三『難波雀類書考』(大阪府立図書館蔵)がある。
- (10) 向井芳彦『住友の歴史』(住友金属鉱山株式会社刊)三一―二頁、一九五二年。
- (11) 『大阪市史』第一、六〇二頁。
- (12) のち宮本又次監修『近世大阪の物価と利子』(一九六三年、創文社刊)におさめられた。これは、大石慎三郎氏の指摘のよ(13)うに(前掲論文、印刷のあやまりから八五頁と八六頁が入れかわっている)。
- (14) 小林茂『近世農村経済史の研究』(一九六三年、未來社刊)二六頁。
- (15) 八木哲浩『近世の商品流通』(一九六二年、塙書房刊)二二頁。
- (16) 脇田修『近世封建社会の経済構造』(一九六三年、お茶の水書房刊)三一九頁以下。なお、移出入額に誤差がある。これについては大石前掲論文を参照しなければならない。
- (17) すでに指摘されているように、『大阪市史』第一、七七〇頁には、正徳四年大阪より諸国に積下した諸色のうち一万貫目以下

上は、菜種油一種で、五千貫目以上は島木綿、古手、白木綿、綿実油、長崎下銅の五種とのべられているが、「大阪商業史資料」の同年の移出統計には、菜種油、綿実油は現われてこない。

(17) 脇田修前掲書、同所。

(18) 『大阪市史』第一、六五〇頁。

(19) 宮本文次『日本近世問屋制の研究』一九七頁。

(20) たとえば、後年の事例であるが、嘉永年間、福井藩、水戸藩は札引換準備金として、一桶を通して鴻池等二〇軒の両替屋から、一万五千兩、一万兩を借りている。森泰博「関東大名の大阪借銀——鴻池家の掛合帳を中心として——」(『上智経済論集』一二巻二号、一九六四年)。

(21) 安岡重明「前期的資本の蓄積過程(一)」(同志社商学、一一巻五号一〇六頁、一九五九年)。

(22) 竹越与三郎『日本経済史』第六卷(一九四七年、平凡社再版) 一三二頁。なお、宝永三年の淀屋閼所によって、金融の中央集権者が没落し、大阪の金融市場は分権的になった、とされる松好貞夫氏の指摘(『日本両替金融史論』一九五—六頁、一九三二年、文芸春秋社)は重要である。

(23) 安岡重明「寛政・文化期における藩債処理にかんする草間直方の意見」(同志社商学、一四巻二号、一九六二年)。

五 享保期における市場政策

享保期は、享保改革による封建地代収取の強化と商品流通過程への統制、改革末期における地主小作関係の容認などで特徴づけられる。商品流通統制政策はすでにのべたように大阪においてはすでに寛文延宝期にあらわれており、大阪の場合、それはむしろ幕藩制的流通体系の成立とみるべきであった以上、享保期における商品流通統制のみをもつて、体制的危機の段階というわけにはいかない。また流通過程からの収取といっても、大名諸領国の場合はともかく、幕府の場合が大きい意味をもつ程度であったとは考えられない⁽²⁴⁾。地主小作関係の容認は、たしかに全剰余収奪の体制の破綻を示すものではあるが、封建小農の再生産構造は体制的に維持されており、その崩壊はもっと後

代に求めねばならぬだろう。

商品流通への統制策としては、享保六年（一七二二）の諸商人・諸職人組合の結成令以降、諸統制が進展する。「御書寛保集成」によれば、享保六年七月の触は、新規の品物の製造と販売を禁じ、奢侈による物価の高騰を抑えようとしたものである。同年十一月の触は、それを組織的に実行させようとしたものである。「諸商人諸職人組合相極メ、月行事相定新規之品巧出し不申候様被仰付候間」といい、さらに「先達て組合候商人職人にて人数限り候事にて無之間、新規ニ商売ニ取付候者有之候ハ、相届候上、勝手次第商売可致候、尤同職より妨申問敷候事」と、加入の自由を明示している。享保九年二月の触は、「昨年より米の直段が下落したから、米をもって製造する酒・酢・醤油・味噌は米に準じて価格を下げるべきであり、また竹・木・炭・薪・塩・油・織物等一切の売買物や手工業生産物も、飯米の値段が下ったのだから、米価に準じて下値でうるべきだ」と命じている。享保十一年四月の触は、水油・魚油・練綿・真綿・酒・炭・薪・木綿・醤油・塩・米・味噌・生蠟・下蠟燭・紙の十五品を少々でもあつかっている者は問屋にかぎらず、届出るように命じている。⁽⁸⁾

右の諸触書からわかることは、江戸における享保の流通統制は、緊縮政策実施と米価下落に伴って、一般物価の値下げの必要から生れたものであったことである。ここで行われた政策は、商品流通過程からの収取策ではなく、享保期以降進行する米穀の地位の相対的下落を組織的に阻止しようとしたものであった。これは寛文、延宝期および田沼期の大阪における株仲間政策とは、性格を異にする。

ところで大阪においては、この時期には、江戸のような諸商、諸職人組合の結成令は出ていない。⁽⁹⁾ この期の大阪における新しい事態は、享保九年以降の江戸—大阪間の主要商品の流通に関する調査、享保十二年七月の廻船調査および堂島の米市における帳合米取引の公認であろう。前二者は、江戸における組合結成策と呼応するものである。すなわ

ち、享保九年正月に米・味噌・炭・薪・酒・醤油・油・魚油・塩・木綿・繰綿の十一品の江戸への積送量を調査しはじめ、現在享保十五年までの記録が残されている。享保十一年の江戸の届出品目のうち真綿・生蠟・下蠟燭・紙の品目がない。享保十二年七月には、諸国より大阪へ廻着した二〇〇石以上の廻船について、出航地・船の石数・船主船頭の名、江戸へ廻るかどうか、を廻船会所に毎月報告するように命じ、さらに「大坂三郷ニ有之諸國廻船之船問屋船宿仕候訳書付、来ル十日迄廻船会所へ可差出事」と、船問屋、船宿の実態を調査している。⁽⁴⁾

これに対し、享保十五年(一七三〇)の張合米の許可は、それまで半世紀以上にわたって禁止されてきた延売買を認めた点で画期的な政策の転換であった。承応三年(一六五四)には「先年ハ無之」米手形の転売を禁じて以来、万治三年(一六六〇)、寛文元年(一六六一)、寛文三年(一六六三)等々と五十数年にわたって、米手形の売買、延売買が禁ぜられてきたのは、米取引の混乱をさげる目的のほかに、米価の騰貴を抑える目的があった(承応三年、寛文三年の触)。享保に至って、今度は米価の下落を阻止するため、延売買が公認されたのである。⁽⁵⁾そして翌享保十六年十二月には、仲買株札五三一枚、米方面替株五〇枚を交付した。

潜在していた延売買を認めるかたわら、一方、株数を定め、米仲買の掌握を行ったのである。しかしこの株数は、その後、約一、二〇〇になった。これは正徳年度の米仲買数と一致する(第三表)から、株札数は限定したとしても、当時の米仲買は全部加入したと考えられる。享保二十年には米の公定相場を定めたり、米の京都輸送を業とする上間屋二人、上積屋一三名の定員を定め、該地方へ米穀を輸送する者は必ずこれに依頼させ、三郷市中にて白米を小売する搦米屋や駄売屋には、組合を結ばせた。⁽⁶⁾以上の米売買に関する諸業者への株札を交付し、組合を結成させる政策は、米の流通機構の把握をめざしているが、独占的流通機構を作りあげることが主要目的としていたのではない。江戸において、米以外の諸商品の値下げを強制することによって、米価の相対的騰貴を実現しようとした政策が、大

販では対照的に、米価そのものを騰貴させる政策となって現われた点に、享保期の大阪市場政策の特徴がある。

米以外の諸商品については、田沼期まで取引上の諸粉争にあたって幕府が積極的に、独占的商品流通組織を形成しようとしていた形跡はない。一、二の例をあげよう。宝永七年、干鯛仲買は「金直違」のことに關して分裂し、四〇名の仲買は自ら問屋と称え、神明講を結ぶ。この四〇名と残黨の仲買一一四名の間に激烈な競争が起り、干鯛価格が騰貴したので、町奉行は正徳三年惣年寄に内命して調停させ、翌正徳四年十一月両者の合同をみるに至った。ところが享保末年干鯛仲買五七名が江戸干鯛問屋と結託して、関東荷物の一手引請を行い、あらたに五十余名の仲買を開業させたので、干鯛業者はふたたび分裂した。このときも町奉行は元文五年（一七四一）に至って干鯛油脂の買占を禁じただけで積極的に干渉せず、寛保三年（一七五〇）肥料高値のため困った八四カ村の農民の訴えがあったのちはじめて、干鯛問屋は往古より株というわけではないのに両組にわかれて取引すると「手狭」のようにみられてどうかと思うから、自今、古問屋・新問屋打混して商売するよう、と申しわたしたにすぎない⁽⁵⁾。また宝永末年塩船直売の弊が起り、市中の仲買・小売人は迷惑の旨、町奉行所に出訴に及んだ。このとき惣年寄は、塩船船宿であつて枅預人の江ノ子島西ノ町塩屋徳兵衛、備前屋市右衛門兩名に命じて検束させた。その後まもなく塩船の碇繋地であつた江ノ子島・戎島で塩船と上荷船仲間と衝突したため、その後十年間塩船が両浜に着岸しなかつた。享保十年、十四年に徳兵衛、市右衛門が上書し、三郷塩仲買よりも歎願があつて、やっと右の兩人が塩直売吟味役に任ぜられ、直売買を禁止しえた⁽⁶⁾。取引系統がみだれた場合でも、以上の二例にみられるように余程の弊害が出たときにはじめて町奉行の干渉が行われた程度であつた。

もっとも大きい意味をもつた米穀市場に關しては、事態が特殊であつて、享保十六年には買米制度をもつて、市場への米の出廻りを押えることによつて米価のつりあげを企図した。享保期における幕藩領主の地代收取の強化も、米

価下落によって実効がえられなくなり、単純な年貢増徴策は、流通面においてスポイルされたという意味で、幕藩領主は大きい矛盾に遭遇した。かくして幕藩領主は、十八世紀後半期に至って政策体系の改変を余儀なくされる。

以上の商業政策を通じて知られることは、享保段階では、剰余生産物の実現の場であった大阪市場を強く拘束することなく、それがもつ事実上の経済的機能をもって、幕藩制的再生産を継続させる基本線は、重大な変更を加えられることなく存続したということである。

ここで大阪問屋の市場支配力について一言しておきたい。全国の諸物産とりわけ西日本の諸物産を大阪に廻着せしめる方策が、一般的かつ明白にあらわれるのは、天保改革においてである。一般に大名領国間の取引は大阪を通じてなすべし、とされていたと考えられるが、江戸前半期に幕府法としてこの方式が施行せられた形跡は現在のところ発見されていない。従って、十七世紀の段階では、諸国物産の売捌きは、三都をはじめとする幕府直轄諸都市においてでなければならず、そうした諸都市を幕府直轄領とした幕藩体制的規制のもとにおけるいわば「自然的」関係として大阪における諸国物産の売捌きが行われたのであって、それは幕藩制的分業関係の表現であった。十八世紀後半期に、この「自然的」関係はくずれはじめ、幕府は機会あるごとにこの関係の遵守を要求するようになり、天保改革に至って、一般的に右の関係の遵守を幕府法をもって強制した。

右にのべたことは全般的にのべたことであって、重要物産については、それ以前から大阪への廻送を強制している。銅・鉛・菜種などである。

(1) 松本四郎「江戸の問屋仲間および問屋商人について」(歴史学研究、一九六二年四・五月合併号)。

(2) 『御触書寛保集成』一〇一七頁以下。

(3) 『大阪市史』第三、の同時期をみよ。

- (4) 『大阪市史』第一、六五一頁、同第三、三五〇頁。
- (5) いろいろの文献があるが、近業としては、作道洋太郎「近世大阪における町人藏元の出現と大名貸の成立」(大阪歴史学会編『幕藩体制確立期の諸問題』所収、一九六三年、吉川弘文館)
- (6) かんたんには、宮本又次「張合米」(日本経済史辞典)。
- (7) 『大阪市史』第一、七〇七頁。
- (8) 同、七四八頁以下。
- (9) 同、七五二頁。
- (10) 享保期における米価下落については、山崎隆三「元禄・享保期の米価変動について」(『経済学雑誌』、四八巻四号)が、すぐれた展望を与えた。

六 株仲間政策の前提

明和・安永・天明期には、大阪市場は海期的な転換をこげる。株仲間政策がそれである。こうした政策の発生事情およびその意義をとう前に、ひとまず明和三年(一七六六)の大阪における移出入の構造を検討しておきたい。

(一) 明和三年の大阪移出入額

「大阪商業史資料」巻十三によると、「明和年間大阪輸出入額及人口諸職業ノ統計」がある。移出入の部分を用いると、

明和三丙成年ノ調ニヨレバ、同年中諸国ヨリ大阪へ輸入シタル諸貨物ノ代金總計拾万三千七百三拾四貫八百拾貳匁ニシテ、大阪ヨリ諸国へ輸出シタル諸貨物ノ代金總計七万六千貳百拾八貫七拾三匁ナリ

又諸国ヨリ大阪へ輸入シタル米及雑穀ノ石數ハ總計百四拾七万六千八百八拾石四斗三升ニシテ、此内米百四拾壹万壹千貳百九拾九石五斗三升、雑穀六万四千八百八拾石九斗ナリ

第8表 明和3年 大阪移出入額

	商品別	数量	単価 (石につき)	価額	移出入額 の比率
移入	諸貨物			103,734.812	100
	米	石 1,411,299.53	61.2	86,371.579	
	雑穀	64,880.90	大豆 74.3	4,820.651	
	計			194,927.042	
移出	諸貨物			76,218.073	39

注 米の価格は「三貨図彙」(日本経済叢書, 28巻, 158頁)の明和3年の肥後米筑前米の算術平均, 雑穀の価格は明和3年1月~4月の岡大豆価格の算術平均(三井文庫編「近世後期における主要物価の動態」56頁)

とある。米および雑穀の価額は記載されていないから、これを第八表のように計算した。雑穀の石あたり価格に大豆のそれを用いたのは、正徳年度、元文元年ともに移入雑穀中、大豆が最も多量であり、価額も大きいからである。同年の米・雑穀以外の物産の移入銀額は、一〇万三、七三四貫目、米の移入銀額約八万六千貫目、雑穀の移入銀額約四、八〇〇貫目、総額約一九万五千貫目に対し、移出銀額は七万六、二一八貫目である。移入額を一〇〇とすると移出額は三九である。米・雑穀については試算であるから、実際の比率は多少前後することはあろうが、移入の四割前後の比率を大きく乖離することはないだろう。

ここで当然、正徳・元文・明和の三カ年度の移出入構造の変化を詳細になすべきではあるが、元文・明和の史料が不備であって、現在は、移出入比率について若干の検討を行うにとどめる。正徳四年においては、蔵米・雑穀を含めた移入額に対して、移入額は約二二であった。これに対してその五二年後の明和三年には、その比率は三九となり、移出比率は大幅に高くなり、移出入差額のひらきは大幅に縮小されている。その理由として考えられるのは、

(一) 大阪市および畿内の手工業生産物の移出の増加、農産加工品の増加。大阪の集散市場として機能の増大。

(二) 移出入のアンバランスを成立させていた金融的諸条件の後退。

右の二つの理由は、異つた次元の問題であつて、二者択一的なものではないが、その差が減少したといえ、まだ大きいアンバランスが存在しているのであるから、私は後者の理由を重視する。すなわち、正徳から明和にかけて、物産移入量は増加していたと考えられるが、諸領国における手工業の発達、商品流通組織の発達によつて、大阪の商業・金融機能の後退が次第に明確になりつゝあつた段階であつて、商品流通に対する前貸の金融支配は危機に直面しはじめ、大名貸の悪化、利率の低下が顕著になりはじめたのがこの明和期であつた。こうして移出入のアンバランスをなしたたしめていた金融的諸機能の後退による大阪の金利生活者の性格の後退が、移出入アンバランスの回復の大要因として浮びあがってくる。以上の考察は、正徳四年および明和三年の移出入統計が、たとえ脱漏があるにしても、ほぼ同一の原則による統計であるという前提にたつており、新たな史料によつて確認される必要がある。

(二) 株仲間政策の前提

大阪においては、すでにのべたように、江戸初期から貿易および警察的取締の必要から作られた株仲間があり、寛文延宝期に至つてそれは異質のあらたな株仲間の認可が行われた。それは江戸初期より商品化の進展した業種について行われたのであつて、それらは幕藩制的流通機構としての地位を確認され、かつ制限されたのであつた。しかしこれ以後、株仲間政策は局部的に行われたにすぎず、幕府は大阪の商工業機能および金融機能による幕藩制的再生産の媒介的役割を容認し、顕著な干渉は加えなかつた。大阪のこうした機能は十八世紀後半まで維持されたが、十八世紀後半いわゆる田沼期にいたつて、明確に後退する。⁽¹⁾この点を、商業・工業・金融の諸条件について検討しよ

商業上の諸条件

商業上の諸条件には、三つの条件を考へることができる。第一は、大阪周辺にあらたな市場が発生してきたことである。第二は、大阪市中に在来の問屋と異つた取引組織が発生したことである。第三は、諸領国における商品生産の発達により、大阪問屋資本の恣意の限界が発生したことである。

大阪周辺における市場の発生で最も顯著なのは、米穀市場である。⁽²⁾この期に出願されたのは、宝暦六年(一七五六)には伏見米市場、同七年には和州米延売買会所、安永元年(一七七二)の西ノ宮帳合商会所、西ノ宮正米商会所、などである。これらはいずれも却下された願株であるが、あらたな米市場設立の要求をみる事ができる。このほか大阪市中からも、在来の米取引の仕法の欠陥によつて米の入荷・取引が円滑にいかない点を新市場の設立によつて、打解しようとする動きがでてくる。

菜種についても大阪周辺の絞油業の発達により、菜種市場は大きく変化し、寛保三年(一七五〇)以降、幕令をもつて大阪への集荷を強制しなければならなくなつた。このことはよく知られておりである。⁽³⁾また兵庫・西宮が次第に発展し、塩魚などに関しては大阪問屋が出買する現象があらわれている。兵庫から京への直積も増加した。明和六年(一七六九)の兵庫・西宮の直轄領化は、それらの都市の機能を幕府が把握するためのものであつた。

第二の、大阪市中についても数々の事態があげられる。米については、在来の米の取引仕法の欠陥のため、米の取引および入荷が円滑にいかないことを指摘し、それを是正する市場の設立が出願されるようになる。⁽⁴⁾宝暦十二年(一七六二)四月に出願された納屋物会所は、在来の肝煎・問屋・荷主の相対による納屋米の買請制の弊をあらためんとするものであつた。その願書は、肝煎(仲買)等が買請けた翌日にも米価下落すれば返米を試み、荷主・問屋の迷惑少

なからず、ことに納屋米の登高・売高等は正確に知りえない、といっている。また天明三年(一七八三)十月、納屋米問屋株を願ひ出た彦助の願書によると、彦助は、近年納屋米登高減少の理由を、問屋が売値段に依じてみだりに口銭を取ることに帰し、納屋米を入札売とし、値段を明示して荷主の安心を得るため、これを出願した、といっている。株の出願書に多少の誇張があるにしても、納屋米の取引仕法に問題があり、それが納屋米の移入をきまつける条件をなしていたこと、そして荷主側の利益に、より密着した取引組織が形成されようとしていたことがわかる。

土佐薪の売捌きについても同様の事件が発生した。土佐薪の取引仕法については十七世紀から紛争があったが、生産者・荷主と大阪問屋の取引仕法をめぐる抗争が爆発し、土佐藩による新問屋の設定となってあらわれたのは、安永四年であった。新問屋は生産者・荷主の条件を入れ、古問屋より不利な取引条件で土佐薪問屋となることを了承したのである。⁽⁵⁾

第三の、大阪問屋の恣意の限界についても多数の事例をあげることができる。諸領国物産の販売市場として大阪がほとんど唯一の市場であった十八世紀前半までの段階では、問屋資本に不利な条件が発生しても、それをほとんどすべて諸領国の生産者・荷主・商人へ転化しえた。納屋米の買請け後に、米価下落すれば返米を試みるといった事実があった。しかし田沼期以降は、こうした大阪問屋の恣意は、大阪への商品廻着の減少となって現われるようになった。その原因は二つある。一つは、大阪市場の発達は商品ごとの市場を成立せしめ、具体的には個々の商品価格が地方の生産者・商人(荷主)にとって明確になりつつあったことである。こうした状態を生み出したのは、十七世紀後半から十八世紀前半にかけての專業問屋の一般的成立であった。同時に大阪以外への販路も地方商人に知られるようになって、地方商人は大阪問屋の買いたたきや恣意に、ある程度対抗できるようになった。⁽⁶⁾他の一つの、より基本的な条件は、諸領国における生産が商品生産化し、生産物の販売にあたって一定価格を実現しなければ、再生産が破壊され

る事態が生れたことである。畿内以西の各地において特産物生産が一般化するのには、だいたい十八世紀後半以後であつて、領主権力も米の販売だけに依存することができず、国産奨励の形で限定つきの商品生産の促進を行うようになる。基本的には、それまで自給的経済であつて、剰余は年貢米の形で収奪されていた本百姓経営は、ほぼこの時点から単純再生産の条件としても商品経済を必要とするようになる。それまでの個々の物産の商品化は、再生産の必須の条件ではなかつたため、極端にいえば、物産の販売はいかなる価格でもなされえたが、特産物生産が一般する段階においては、再生産を可能ならしめる市場価格を要求するに至る。この不可侵の条件は、商人・領主にとつても重大な制約条件となる。領国経済を荒廃させえないからである。

一例をあげよう。阿波藍取引仕法の改善を提案した明和中興建議書によると、大阪問屋・仲買たちの不筋・横暴・圧迫・強制が国産藍玉不振の原因であつて、荷主としては各地の紺屋へ直売すれば、値段も通り、儲けも多いのだが、残念なことには資金不足で掛売する余裕がない。やむをえず大阪へもち込んで商内するが、一層多量を望むためには、為替(荷主側がいうと前受銀)を借りて、代物確保にあてねばならない。しかし在阪貨物が停滞すると相場をたかかれる。嫌だといえは為替銀の決済を迫られるから、涙をのんで手合せに感ずる。そのしわよせが国許の耕作者や玉師達にひびいて、こんな値段ならもうやらない方がよいということになり、藩庫収入減退となる、といつてゐる。阿波藩は、この建議にもとずき、種々の改革をなした。⁽⁷⁾

以上の商品流通上の諸条件は、大阪市場の絶対性を後退させ、旧来の取引仕法を墨守すれば、商品廻着量の減少となる事態を発生させたのである。株仲間政策は、大阪問屋資本の競争、分裂を回避し、それまで事実上の機能としてついていた市場独占機能を、幕府権力を背景とした問屋仲間の自己統制により、人為的に維持しようとしたものであつた。しかしこれによつて、強化しえた大阪問屋の機能は、主として、既述の第二の条件(大阪市中におけるアウトサイド

1的商人の活動)に関するものであって、もっとも基本的な第三の条件は、こうした方策でもってしては、到底押えることのできない性格のものであった。

工業上の諸条件

田沼期になると、手工業原料品の大阪への廻着強制策が明確になる。それは、三部をはじめとする都市生活に必要な物産の確保と異った問題をはらんでいる。すでに、幕藩制成立の必須の一条件として、畿内の手工業生産物の大名諸領国への供給があったこと、米をはじめとする領国諸物産の畿内における消費が石高制の一大要件をなしていたこと、が指摘せられ、幕藩体制をなりたした社会的分業の核心が畿内手工業であることが強調された。⁽⁵⁾ 畿内手工業の位置づけの重さについては、まだ解明すべき問題が残っているとしても、以上の議論は正しいと思われる。とりわけ正徳四年の大阪移出入の品目および価額の統計は、右の立論の正しさを立証するものである。

この点からすると、畿内手工業の地位の変化は、成立期幕藩制とは異った条件を作りだす。すなわち諸領国における手工業生産が発達すれば、かつての畿内手工業の絶対的地位は後退する。しかし、畿内および各地域の手工業生産の全貌をとらえることは、ここではできないので、われわれは、手工業原料品の流通事情の変化から、この問題を瞥見する。結論からいえば、田沼期には手工業原料品の大阪廻着が減少し、幕府は法令でもって、その廻着を強制しなければならぬ様相があらわれてくる。この廻着減少は原料品の生産減少に伴う側面よりも、畿内(あるいは大阪)以外における手工業生産の発達によって原料品の大阪への廻着が減少した側面の方が強いと思われる。

菜種については、畿内および西国筋において絞油業が発達して、菜種の大阪廻着量が減少したことがあきらかになっている。⁽⁶⁾

銅については、貿易の必要から寛永十五年(一六三八)には、銅座仲間を作った。銅座仲間二人のうち一二名は大

阪に住し、その他堺に五名、京都に二名、和歌山・豊後・長崎にそれぞれ一名ずつ存したが、製銅は大阪に限られていたから、二二人のうち吹所をもたないものは、大阪の小吹屋より外国向の棹銅を買取つて長崎に輸送した。製銅業については、独占度は徹底したものであったと思われるが、佐々木潤之介氏は、大阪の銅問屋が秋田に南蛮吹技術の移出を行った、と指摘された⁽⁹⁾。

鉄については、安永九年八月、幕府は銀座加役として、真鍮座とともに鉄座をおいた。そして、(一) 諸国より出る鉄、釵・銑は従来の如く、山元より大阪問屋に廻送し、問屋より座に売ること。途中の津々浦々は勿論、大阪問屋以外に直売してはならない。(二) 大阪蔵屋敷に輸送されたものも町奉行に届出た上で問屋または鉄座に売りわたすこと。(三) 産出した鉄類をその土地限りで使用するのはよいが、他国へ輸送することは堅く禁止する、などを定めている⁽¹⁰⁾。この触は、大阪以外の国々において鉄類の需要が発生し、従つてその加工業が発展しはじめたことを示唆している。

しかしながら、田沼期にはまだ金属加工業の面では畿内諸都市の優位は、崩れていないように思われる。それに対して農産加工業は近世商品の大宗たる絹織物・木綿・油に関して、独占はくずれていった。要するに、農村工業的な手工業生産については、畿内の独占性の後退は、金属工業よりも顕著であるように思われるのである。

金融的諸条件

すでに指摘したように、幕藩社会における大阪の金融上の地位について考える場合、主として、利貸機能について検討しなければならない。利貸機能については、まず草間直方の『三貨図彙』(文化十二年)の引用からはじめよう。

「今以テ連綿トシテ、諸国交易ノ貨物相庭モ当地(大阪)ヲ根本トシ、繁昌他ニ超エ、実ニ海内ノ天府ト云ベシ、コレニ仍テ實民ニ至ル迄義氣凛々タル一癖アリテ、能人ヲ育シ財ヲ分、万物ヲ交易シ、海内諸侯ノ仕送りヲ初メ、臨時非常公私ノ用銀ニ到ル

マデ、頼談ニマカセ、纒一紙ノ契券ヲ以テ、莫大ノ金銀ニ引替ルコト、武家ノ信約ヲ失ハザルハ常ト知リテモ、義裂ノ人氣コレナクテハ成シガタキ事也、故ニ自他ノ幸トナリ、金銀融通シ自然ト大阪ノ繁昌他ニ超エタルハ此謂ニテ、必ズ地理ノ然ラムシムルニモアラズ、大阪衰微スレバ海内ノ衰微トナル」

直方は、大阪の繁昌が他とちがっている点は金銀の融通にあり、地理的条件のためだけではない、といっている。

「今五十年以来（宝曆末年、明和初年ごろ）ヲ考ルニ、海内金銀ノ有数広大無量ナラン、然レドモ契券印証ノ不義理ニナリテ返濟滯リ、反古同様ニ相成、（中略）天下ノ金銀半ハ是ガ為ニ名ノミナリ、又海・川・山野ニ人ノシラズシテ埋レ捨リヌル物多ク、是等ハ、正金銀ノ減ジタルニテ、忽ニテハ天下ノ人民モ歳々多ク相成、分限相応ニ奴婢ニ至ルマデ、貯持ヌ者ハナシ、サレバ正金銀ハ年々不自由ニ成ベキ也、大阪モ諸侯方ノ契券不信ニヨリ、五十年以来ハ莫大ニ正金銀減ジタラン」

ここでは、大名領主の藩債破棄により大阪が莫大な金銀を失ったと指摘している。文化十二年の五十年前は宝曆末年、明和初年ごろにあたり、それ以後の大阪の金融上の地位の低下を示すものである。これを大名領主の財政難だけから考えると、問題を狭くあつかいすぎる危険がある。債権の性格変化は、今は証明できないが、すでにのべたように、その背後に領国経済と大阪の経済的諸機能の關係の変化をはらんでいたとみるべきであろう。

「右偏リ不融通トナル根元ハ、契券・印証ノ不信ヨリ起レリ、五十年以前迄ハ、多分聞カザル権家ノ名目銀ヲ以テ貸、或ハ諸侯方正米切手ヲ引当、又入津ノ国産土蔵其儘市民ニ封印付サセ、何レ引当質物コレナクテハ貸サル様ニナリ、年々諸侯方モ借財ノ不納ヨリ借入手狭ニ成リテ、金銀融通甚不自由ナリ、其中ニモ正米切手ヲ以テ、相對ノ貸借ハ第一公令ヲ輕ンジ、双方トモニ憎ムベキ事也」

大名の契約不履行から債権を保護するため、五十年以前から名目金貸付が一般化し、あるいは引当質物がなくては貸付けないという形で金融逼迫してきたことを指摘している。しかるに、利率はだんだん低下し、文化ごろには、たしかな貸付先があれば四、五朱の利息でも貸すという状態になった。『草間伊助筆記』巻三によると、

「夫故市中近年ハ表向カハラね共、内証ハ甚差支、五十年已前とハ誠ニ大キ成困窮と見ヘたり、五十年已前迄ハ、凡諸侯方貸付金銀之利尠歩ル尠歩ニ・三・五迄有リシ也、(中略)凡五十年前宝曆御用金之節ハ、甚市中難渋せしに、其已後ハ諸侯へ之貸付金銀も追々下歩ニ相成、今時慥成方之利足四五朱と相成……」(以上いずれも、注および傍点は安岡)

とのべている。大名も封建地代を安閑として利息支払いにあててはできなくなり、返済条件を変更したり、債権を破棄した結果、ますます借入れを困難にし財政難に拍車をかけたが、同時に大阪の利貸資本を窮地においこみ、確実な貸付なら低利でもよいという状況を生んだ。これは窮極的には、幕藩権力の搾取の限界が生んだ現象であり、地代搾取の限界は、諸領国における生産者・農民の抵抗によって作りだされたものであり、あわせてこのことは草間直方が「分限相応ニ奴婢ニ至ルマデ、財持ヌ者ハナシ」というように、封建権力に吸収されえない形での富の蓄積の進行を示唆するものであろう。元文元年(一七三六)の改鑄以来、金銀貨流通高は増大し、その趨勢は年を経るにしたがい顕著になった⁽⁴⁾、といわれているから、貨幣量(手形の流通量を含めて)も考慮に入れねばならないが、大阪の金融支配力が低下したことは、右の指摘だけからでも十分認識しうる。事実、鴻池の利足収入率は、安永期以降一貫して低下しつづけている。大阪移出入高バランスの明和三年における回復は、こうした金融市場構造の変化と密接な関係を有し、大阪の金利生活者の側面の後退が、利足による消費を制限したとと関係がある、と私は考えているが、この点は現在論証できない。

もう一つ注意すべきは、前貸による生産・流通支配の動揺である。株仲間結成時における仲間規約は、しばしば前貸制の動揺に言及し、問屋が物産確保のためなした前貸が実効をもたなくなったことを指摘している。

生魚問屋の仲間定法(安永二年)の一条に、「客方従来仕入銀を借請けたる問屋を差置き、新に仕入銀を借請けたる問屋に荷物を送らば、先問屋より仕入銀請求次第新問屋より仕切銀渡すべし。仕入銀を借請けたる客方名前を変じ、

外問屋に来る者無しとせず、故に新規の客荷物は其客浦に縁故ある問屋に紹介して、充分故障の有無を糺し、其上年行司に届出で、然る後荷物を売捌くべし⁽⁶⁴⁾」。

安永二年に株を出願した三町塩魚問屋の問屋取引仕法帳には、「仲買が問屋を除外し、直接荷主と直組に及ぶこと、問屋仲買等兵庫・明石・室津等瀬戸内各地に出張し、登荷物を半途に要して買請くること、荷主中仕入銀を借請けたる問屋以外に荷物を送附すること等、皆近時の弊風、と言はざるを得ず」とのべている。これらは天明六年の仲間規約で禁じられた⁽⁶⁵⁾。

毛綿問屋については、問屋の横暴と荷主織元の態度を非難した天明六年の記録がある。「丈幅の足らざる毛綿類を出し、或は仕入銀を借用せる問屋を避けて他問屋に荷物を送り、甚しきは船頭をして直に仲買又は船宿に売却せしむるあり、之を納屋物と称へ、近年著しく増加せり」。

右の事例とはほぼ同様の事態が発生していたことがあきらかな業種は、薪問屋⁽⁶⁶⁾、炭問屋⁽⁶⁷⁾などである。こうした点が明示されていない商品についても、きわめて多種類の業種において売手市場化しつつあったことを示す事件が多い。こうした市場条件の変化が大阪問屋の生産、流通に対する前貸支配を弱化したのである。かくて大阪問屋の商業利潤は低下し、大阪問屋総体の地位を低下させてさえも、個々の問屋商人は商品獲得に狂奔したのであって、問屋商人の悪らつな取引仕法もこの時期以降、顕著となるのである。株仲間政策は大阪商人内部の競争の激化を回避し、従来の大阪の経済的地位を維持するための政策であった。

前貸における利足部分の支払は、大阪入荷額に対してマイナスの作用をするから、大阪入荷額のすべてが荷主・生産者に支払われたのではなく、利足部分だけ減額されて支払われているはずである。従って正徳四年においても明和三年においても、移出入のアンバランスは、この利足部分によって相当程度補われていたと考えられる。従って、こ

れまた後日の検討をまたねばならないが、前貸制の動揺は、移出入のアンバランスを継続できない条件として作用し、バランス化への方向を導きだす一条件となったものと考えられる。

- (1) 一般的には、安岡『日本封建経済政策史論』
- (2) (4) 『大阪市史』第一、一〇三二頁以下。
- (3) 八木哲浩『近世の商品流通』、津田秀夫『封建経済政策の展開と市場構造』(一九六〇年、お茶の水書房)
- (5) 安岡前掲書第二章。
- (6) 安永年間、三町塩魚問屋が株を出願したとき、「外問屋七十五人中、六十一人の反対あり。其要旨に曰く、三町問屋出願の如く株許可となり、三町より株を得、官命の通達を請け、又三町に冥加銀を渡すとせば、外問屋は恰も三町問屋の配下の如く、荷主は勿論諸国の気受宜しからず、商売の差支となるべし。(中略) 又問屋は引請荷物を少々なりとも高直に売るを功とし、之によりて荷主の愛顧を被り、商売の繁栄を希望せるに、直段高下平均するに至らば、荷主の気込薄く、荷物登高減少すべし。(下略)」この理由は町奉行所には認められなかったが、荷主に迎合する問屋の態度をみる事ができる。『大阪市史』第三、一〇六〇以下。
- (7) 三木与吉郎編『阿波藍譜』史話図説篇、一一〇、一四四頁(一九六二年、三木産業株式会社刊)。
- (8) とりわけ、佐々木潤之介「幕藩制における畿内の地位について」(二橋論叢、第四七卷三号、一九六二年)
- (9) 津田秀夫、八木哲浩、前掲書。
- (10) 佐々木前掲論文。
- (11) 『大阪市史』第一、九九二―三頁。
- (12) (13) (14) 三貨図彙、物価之部、卷之一(『日本経済叢書』二八卷、五―九頁)。
- (15) 『大阪市史』第五、八六五頁。
- (16) 山口和雄「江戸時代における金銀貨の在り高」(経済学論集、第二八卷四号、一九六三年)。
- (17) 安岡前掲「前期的資本の蓄積過程」。
- (18) 『大阪市史』第一、一〇五三頁。
- (19) 同、一〇五九―六五頁。

- (20) 同、一〇九六頁。
 (21) 同、一一〇〇頁。
 (22) 同、一一〇三頁。

七 む す び

当初、大阪市場の解明の課題としてかかげたのは、五つの問題であった。しかしここで主としてとりあげたのは、第三の問題であつて、それは、大阪市場内部の構造変化、藩役人・特権的門閥商人による市場支配から問屋商人による市場支配への移行、この過程における流通部門の機能分化の進展および取引仕法の変化、の追求であつた。それと関連して、第五の問題、幕藩制における大阪の位置およびその変化、についても商業・金融の側面から、ある程度の解明をこころみた。本稿の要点を多少の重複をかえりみず、整理すればつぎのとおりである。

「浪華の貨七分は船中にある」と表現された大阪の水運の基礎条件がととのえられたのは、元和から寛永前期であつた。これによつて全国的市場として登場する条件はととのえられたが、十七世紀前半においては、大阪における商品取引組織の確立は明確でなく、当時、明確な取引径路を形成していたのは、(一)大阪およびその周辺の需要する消費物資の取引組織、(二)大阪周辺農村の商品作物およびその加工品の取引組織、だけであつた。畿内の手工業生産物の移出、その他の領国諸物産の移入も行われていたことはほぼたしかであるが、それぞれの専門商人を組織として明確に持つには至っていなかつたと考えられる。この段階では、幕藩権力の市場開発政策と結びついた門閥商人が商取引の統轄者であり、この状態は、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけての両替商、問屋商人の一般的成立まで継続した。ここで想起さるべき業績は、幕藩制における畿内の地位の確定を寛永中期に求められた佐々木潤之介氏の諸論稿

と、蔵米販売の藩役人から町人蔵元への移行を追求された作道洋太郎氏の論文である。

十七世紀後半から十八世紀初頭(寛文—元禄期)にかけて、十七世紀前半に形成されたもの以外の諸物産の取引組織が明確に成立し、それは專業問屋の一般的成立となつてあらわれた。廻船問屋・両替商・問屋商人の一般的形成によつて、従来、包括的な機能をもち大阪市場を統轄していたと考えられる初期門閥商人の存在基盤は失われたのであつて、これ以後、これら近世本町人の同業集団の機能によつて大阪の商品流通機能、金融機能は分担されることになつた。幕府権力がこれらの商人組織に商業金融機能を担当させうることを自覚したのは、おそらく寛文期であつた。

すでにのべたように寛文十年以降は座仲間の結成禁止令は出されなくなり、問屋・両替商の組織化が進行する。すなわち、これ以降の同業者組織は反幕藩制的性格をもたない、と判断されたものと推定されるのである。しかし十八世紀初頭の段階の商品流通は、諸物産取扱いの国問屋および専門商品を取扱う專業問屋が担当し、両者はその数においてほぼ匹敵していた。正徳から半世紀余を経過した安永期には、国問屋(荷受問屋)は大幅に減少していたが、船宿数は逆に増加しており、国問屋数の減少は商品取引量の減退によるものではなく、むしろ問屋の機能分化の進展によるものと考えられる。正徳期における諸職人の調査を検討した結果、大阪の手工業都市の側面がほぼ推察できた。大阪を「商業都市・(手)工業都市と名附けるより、消費都市と名附けざるを得ない」とされた大石慎三郎氏の意見(前掲論文)は、この事実を見落されたことによるのであろう。

正徳四年の大阪移出入統計は、諸国からの農産物および手工業原料品の移入、大阪からの手工業生産物の移出という社会的分業のからくりをあきらかにすると同時に、大幅な入超という事態を示している。私は、このアンバランスの補充は、主として大阪の金融機能の側面によつてなされたものと推察し、基本的にはそれが幕藩体制の搾取の機構に支えられたものであることを不十分ながら論証した積りである。

商業・手工業・金融機能の上に立脚する大阪の事実上の機能は、幕藩制社会の再生産を維持させる役割を担っており、この事実上の機能は大きく拘束されることなく約一世紀の間稼働した。その時期は本稿にとりあげた諸事実からみるかぎりでは、ほぼ寛文・延宝期から田沼期までである。享保期は幕藩体制再生産の具体的手段としての米納地代制が、米価低落によって危機に直面したという意味で一大画期であったが、大阪の商業組織それ自体は、大きい変化をみせていない。山崎隆三氏が解明された享保期における米価の相対的下落に直面して、江戸では米以外の諸商品の価格を引下げる緊縮政策がとられたのに対し、大阪では張合米取引を許すことによって、自然的な米価の騰貴を企て、その後さらに公定米価制、買米制度によって人為的に米価を吊りあげようとした点に特色がある。

大阪の商品流通組織がはっきり変質したのは、十八世紀後半の田沼期であった。具体的には、それは株仲間政策としてあらわれたが、それを生むに至った基礎過程こそ問題である。商品流通の側面としては、大阪周辺にあらたな市場が発生したこと、大阪市中において、より一層荷主・生産者の利益に密着した問屋商人が発生したこと、諸領国における商品生産の発達により、大阪問屋資本の恣意の限界が発生したこと、などがあげられる。さらにもう一つあげれば、問屋の横暴によって入荷が減少するという事態のなかには、生産の荒廃という条件以外に畿内諸都市以外に商品を積送る可能性が生じたことを暗示しているようである。これら諸条件を総括していえば、大阪市場の商業独占の後退である。大阪の手工業機能の側面についても、絞油業以外は、商業的側面よりも低い程度においてであるが、独占的地位は後退する。ただし手工業の問題は、まだまだ検討を必要とする。

金融的側面においては、債権の不安定化と利率の低下の問題がある。法制上、田沼期に債権の性格が変化したと指摘されていないが、事実としては草間直方は債権の不安定化を指摘している。契約利率および実効利率の低下はすでに指摘した。利率低下は、独占の後退による商業利潤の低下を一大条件としていると思われるが、より基本的には、

幕藩領主の搾取の限界が生んだものであろう。すなわち、最大の金融市場であった大名貸は、幕藩体制の構造そのものによって支えられていたのであって、その基底にあったのは、商品生産流通から隔絶された封建小農である。この封建小農が国産奨励・特産物生産を媒介として商品生産者の性格を備えはじめたことによって、自己の生産物の販売にあたって、再生産を保証する価格を要求するに至り、米納年貢においても特産物の生産流通統制においても、搾取に一定の限界を与える。金融的支配を維持せんとする大阪両替資本と、それに依存しつつその圧力を押しかえそうとした大名権力との熾烈な抗争は、ゆらぎはじめた幕藩体制の矛盾を如実に示すものであった。

(三元)

〔付記〕 本稿は、一九六二年五月の歴史学研究会大会の「幕藩制の構造的特質」の部会において報告した「江戸中期における大阪市場の構造」を補筆したものである。同会編集部のおすすめにより、「歴史学研究」に寄稿する約束しながら、二度にわたって約束を破ったことを、大石慎三郎氏はじめ当時の編集委員の諸氏に、あらためておわびしたい。

成稿事情について一言すると、この報告は、大阪歴史学会近世史部会の諸先輩の後援でひきうけたものであり、部会においていろいろ御教示をえた。そのほか同志社大学、大阪大学の諸先生、学友諸兄の御教示をえた。感謝の意を表する次第である。本稿では、諸堀川の開さく事情を採り入れ、かつ近世史部会で報告しながら、大会報告ではぶいた大阪の金融的側面の検討を復活させた。金融的側面の検討では、新保博氏の御批判をうけ、非常に参考になった。報告以来二年半余を経過したので、その間、作道洋太郎「近世大阪における町人蔵元の出現と大名貸の成立」、脇田修「近世封建社会の経済構造」、大石慎三郎「享保改革期江戸経済に対する大阪の地位」(すべて前掲)などの注目すべき諸業績がでた。大石氏の論文は、従来無自覚に想定されていた江戸と大阪の關係の確定を試みた労作であって、十分敬聴すべて論点を提出されたが、なお今後江戸市場の構造を自ら明らかにされた上で、再び両者の關係を考えねばならぬだろう。本稿では、大阪歴史学会近世史部会における報告をそのまま敷衍することにし、基本的な論点は変更しなかった。(一九六二年四月稿、一九六四年九月—十二月十日補筆)